年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のう ち、平成6年4月から同年6月までの期間及び同年 11 月から7年2月ま での期間は16万円、同年3月から8年7月までは17万円、同年8月及び 同年9月は19万円、同年10月から9年9月までは18万円、同年10月か ら同年 12 月までは 26 万円、10 年 1 月は 20 万円、同年 2 月は 24 万円、 同年3月から同年5月までは26万円、同年6月は24万円、同年7月及び 同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月から11年4月までは 26 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月から同年 12 月までは 26 万円、12 年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は28万円、同年4月は 26 万円、同年5月は24 万円、同年6月及び同年7月は28 万円、同年8 月は 24 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 28 万円、13 年 1 月は 26 万 円、同年2月は24万円、同年3月は28万円、同年4月は24万円、同年 5月及び同年6月は28万円、同年8月は24万円、同年10月から同年12 月までは28万円、14年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は 28 万円、同年4月は24万円、同年8月は28万円、同年10月は26万円、 同年11月から15年1月まで、同年3月、同年5月は28万円、同年7月、 17年7月は26万円、18年3月は28万円、20年7月及び同年8月は26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から20年10月1日まで 私は、申立期間について給料支払明細書及び給料支払明細書の内容を

写した整理表を所持しており、当該資料に記載されている保険料控除額 は、ねんきん定期便及び厚生年金基金の定期便に記載されている保険料 控除額の合計額より多く控除されているので、標準報酬月額を本来の給 与に見合う報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給 料支払明細書の写し、給料支払明細書の内容を詳細に写した整理表及び A市が保管する申立人に係る平成 18 年分及び 19 年分の市県所得(所 得・課税)証明書により確認又は推認(7年6月、8年2月及び同年3 月、同年6月及び同年7月、同年9月及び同年10月、9年2月から同年 12 月まで、12 年7月については、その前後の資料において確認できる保 険料控除額により推認)できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、 6年4月から同年6月までの期間及び同年11月から7年2月までの期間 は 16 万円、同年 3 月から 8 年 7 月までは 17 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 19 万円、同年 10 月から 9年 9月までは 18 万円、同年 10 月から同 年 12 月までは 26 万円、10 年 1 月は 20 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3月から同年5月までは26万円、同年6月は24万円、同年7月及び同 年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月から11年4月までは 26 万円、同年5月は24 万円、同年6月から同年12 月までは26 万円、 12 年 1 月は 22 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月は 28 万円、同年 4 月は26万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は28万円、同 年8月は24万円、同年9月から同年12月までは28万円、13年1月は 26 万円、同年2月は24万円、同年3月は28万円、同年4月は24万円、 同年5月及び同年6月は28万円、同年8月は24万円、同年10月から同 年 12 月までは 28 万円、14 年 1 月は 24 万円、同年 2 月は 26 万円、同年 3月は28万円、同年4月は24万円、同年8月は28万円、同年10月は 26 万円、同年 11 月から 15 年 1 月まで、同年 3 月、同年 5 月は 28 万円、 同年7月、17年7月は26万円、18年3月は28万円、20年7月及び同 年8月は26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成4年10月から6年3月まで、同年7月から同年10月まで、15年6月、同年9月から16年8月まで、同年10月から17年6月まで、18年9月から19年7月まで、同年9月から20年6月まで、同年9月については、給与明細書等により事業主が源泉控除し

ていたと確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち平成 13 年7月、同年9月、14 年5月から同年7月まで、同年9月、15 年2月、同年4月、同年8月、16 年9月、17年8月から 18 年2月まで、同年4月から同年8月まで、19 年8月については、給与明細書等により事業主が支給していたと確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額、又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は納付していないと回答している上、給料支払明細書等において 確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と 社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわた り一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認 又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を 届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う 保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納 付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年9月まで

② 昭和62年4月から同年9月まで

③ 昭和63年4月から平成3年1月まで

④ 平成3年2月から4年9月まで

⑤ 平成4年10月から7年8月まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間①から⑤までの標準報酬月額は、私が当該期間に受領していた給与の額に見合った額となっていないので、給与の額に見合った正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、毎年4月に昇級したので、昭和61年度及び62年度の標準報酬月額の改定も各年度の10月からではなく、4月から改定されていたはずである旨主張している。

しかしながら、標準報酬月額については、定時決定又は随時改定により変更となるところ、定時決定においては、通常では各年5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3月で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決められ、10月からの改定となる。随時改定は、固定的賃金に変動のあった月以後継続した3か月間に実際に支払われた給与の総額を3月で除した額が、その前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じた場合に4か月目に改定されることとなる。そのため、申立人は、4月に昇級しても、3か月間の平均の報酬月額を標準報酬月額の等級表に当てはめた等級が従前の等級と1等級しか差がない場合、定時決定が行われ10月からの改定となり、申立期間①及び②の標準報酬月額については不自然とは言えない。

申立期間③について、申立人は、毎年4月に昇級したのに標準報酬月額が 改定されていないのはおかしいと申し立てているが、申立期間③当時の申立 人の報酬月額について申立人は、「昇給額は5,000円から1万円程度であっ た。」と述べているところ、申立期間③当時の申立人の標準報酬月額に基づ く等級表の報酬月額をみると、約3万円の幅があることから、申立人が毎年 昇級しても昇級額が低額であった場合は、昇級した報酬月額に見合う標準報 酬月額は同一等級となり改定が行われないため、申立人の申立期間③の標準 報酬月額が各年度とも同一等級であることに不自然さはない。

申立期間④について、申立人は、毎年4月に昇級したのに標準報酬月額が下がっているのはおかしいと申し立てているが、A社の事務担当者及び同僚は、「A社では、平成18年4月までは55歳が定年であり、55歳以降については、希望者は嘱託として再契約し、給与も下がった。」と述べているところ、申立人は、申立期間④の前の2年*月で55歳となっていることが確認できる上、オンライン記録により、複数の同僚は55歳以降標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人は、毎年4月に昇級したのに平成4年10月以降退職する前の7年8月まで標準報酬月額が改定されず、従前の標準報酬月額44万円より下がっているのはおかしいと申し立てているが、A社から提出された4年度から6年度までの算定基礎届の写しによれば、申立人の各年度の5月から7月までの平均の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、同社から提出された被保険者資格喪失届に記載されている標準報酬月額もオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社は、「申立期間当時の人事・給与データは保存期限経過のため 廃棄済。」と回答しており、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除 額を確認することができない。

さらに、A社が加入しているB基金が保管する申立人の申立期間に係る標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の全てにおいて、その主張する標準報酬月額に 見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて具体的な 記憶は無い上、これを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑤までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から4年3月31日まで 私は、学生だった申立期間においてA社に勤務しており、厚生年金保険 料を納めていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者で あったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及びA社の事業主の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主及び申立期間に同社の経理事務を担当していた者は、「申立期間において申立人は学生アルバイトであったので、厚生年金保険には加入させていなかった。」と述べている。

また、申立期間当時からA社の社会保険事務を受託しているB協会の担当者は、「当協会が保管する申立期間当時のA社の厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失に係る台帳によると、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得及び喪失した記録は無い。」と述べている。

さらに、A社の事業主は、申立期間当時の賃金台帳は保管期間経過のため 廃棄した旨回答している上、申立人も給与明細書等の資料を保管していない ため、申立人の申立期間における賃金の支払状況及び厚生年金保険料の控除 について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。